

【主な変更内容】

1 受付時間について

「終業間際（午後 4 時 45 分以降）はご遠慮ください」と追記しました。

2 申請書について

区ホームページに掲載している様式を使用することを追記しました。

3 住民票の写しについて

「3 カ月以内のもの」と追記しました。

4 未入居の場合の提出資料について

現在の家屋の処分方法と提出書類について追記しました。

5 未入居の場合に、入居予定日が 2 週間を超える場合について

入居予定日が 2 週間を超えてしまう、やむを得ない理由の例とそれを証明する資料について追記しました。

6 抵当権の設定登記の場合の提出書類について追記

抵当権の設定登記の場合の提出書類について、追記しました。